

# 行政評価における第三者評価 ～ 例規上の位置づけ ～

## 下野市の行政評価制度



### 下野市行政評価実施要綱（資料 4）

行政評価制度の導入目的  
評価の対象・方法、評価の視点  
内部評価の 2 次評価機関の位置づけ  
庁内に行政評価委員会を設置

#### 第三者評価機関

第三者評価の機関として、行政改革推進委員会を位置づけ

#### 第三者評価の方法

第三者評価の具体的方法は、別に実施要綱を制定  
評価結果の活用



### 下野市行政改革推進委員会 設置要綱（資料 5）

行政改革推進委員会の所掌事務に、第三者評価に関することを追加



第三者評価

### 下野市行政評価第三者評価 実施要綱（資料 6）

第三者評価の目的  
第三者評価の対象、選定基準  
第三者評価は、内部評価に対するチェック  
評価の視点、方法  
評価結果の公表、反映

